

---

# 資料編

---

## 1 計画策定体制

本計画の策定にあたり、健康づくり施策の基本的な方向性を確認するとともに、保健医療関係事業に従事する者、学識経験者、教育関係者、市民団体等から推薦又は選考された者、公募市民で構成する「富士見市健康づくり審議会」により検討・協議を行い、専門のアドバイザーの助言をいただきながら進めてまいりました。

また、本計画は健康づくりに多方面から関わる計画であるため、庁内に「健康づくり庁内検討委員会」を設置し、関係各課との検討・協議を重ねながら策定しました。

さらに、市内で健康づくりに関する活動を行う団体や市民の状況や活動、意向を幅広く把握することを目的として「健康づくり団体ヒアリングシート」による調査を実施いたしました。加えて、市民による健康づくり活動のスキルアップにつなげることや意見調書を目的として、講師による講演とワークショップを行う「いきいき健康&歯っぴーライフ☆シンポジウム&ワークショップ」を複数回にわたって開催しました。

## 2 計画策定経過

### 【令和6年度】

開催年月日	健康づくり審議会等	関係会議等	議題
8月9日（金）	第1回 健康づくり審議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の進捗状況について</li> <li>・健康に関するアンケート調査について</li> </ul>
11月22日（金）		いきいき健康&歯っぴーライフ☆シンポジウム&ワークショップ	第一部 講演会 「あなたの“わたし”はどこにいますか？～がんのこと、そして人生会議のこと～」 講師：埼玉医科大学総合医療センター 緩和医療科 儀賀理咲氏  第二部 ワークショップ 「健康づくりについて考えよう」
12月5日（木）	第2回 健康づくり審議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の進捗状況について</li> <li>・健康に関するアンケート調査について</li> </ul>

### 【令和7年度】

開催年月日	健康づくり審議会等	関係会議等	議題
4月21日（月） ～ 5月30日（金）	健康に関するアンケート調査の実施		
6月27日（金）		いきいき健康&歯っぴーライフ☆シンポジウム&ワークショップ	第一部 講演会 「笑顔の輪を広げよう！～健康の源は、健康な口から～」 講師：狭山保健所 小泉伸秀氏  第二部 ワークショップ 「健康づくりについて考えよう」
6月27日（金）		第1回 健康づくり庁内検討委員会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の進捗状況について</li> </ul>
8月8日（金）		第2回 健康づくり庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康に関するアンケート調査」の結果報告</li> <li>・現計画の数値目標と達成状況について</li> <li>・次期計画の構成案について</li> </ul>
8月28日（木）	第1回 健康づくり審議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付式</li> <li>・健康づくり審議会への諮問</li> <li>・令和6年度の進捗状況について</li> <li>・「健康に関するアンケート調査」の結果報告</li> <li>・現計画の数値目標と達成状況について</li> <li>・次期計画の構成案について</li> </ul>

開催年月日	健康づくり審議会等	関係会議等	議題
9月26日(金)		第3回 健康づくり庁内検討委員会	・次期計画の素案について
10月2日(木)	第2回 健康づくり審議会		・令和6年度の進捗状況について ・次期計画の素案について
10月17日(金)		第4回 健康づくり庁内検討委員会	・次期計画の素案について
10月30日(木)	第3回 健康づくり審議会		・前回の審議会の報告 ・次期計画の素案について ・次期計画の名称について
令和8年 1月5日(月) ～ 2月4日(水)	パブリックコメントの実施		
2月25日(水) ～ 3月3日(火)		第5回 健康づくり庁内検討委員会(書面開催)	・パブリックコメントの結果について ・第2期富士見市健康推進計画(案)について
2月26日(木) ～ 3月5日(木)	健康づくり審議会委員 に対し書面での意見収 集を実施		
3月12日(木)	答申		

### 3 関連事業一覧

#### 1 生活習慣の改善

##### (1) 栄養・食生活【食育推進計画】

事業名 (関係課)	内容
離乳食教室 (子ども未来応援センター)	離乳食の不安を軽減し、楽しい食育を目指して、離乳食のすすめ方や作り方に関する教室を実施します。
公立保育所における食育の推進 (保育課)	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地場産食材を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。
児童館における食育の推進 (保育課)	児童館において、乳幼児親子を対象に、離乳食講座や相談会等を実施し、望ましい食習慣への啓発を行います。また、「子ども食堂」を事業化し、食後に工作や遊びを取り入れるなど、児童館の特色を生かした普及・啓発を行います。
食に関する指導 (学校教育課・学校給食センター)	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。 食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」を作成し、保護者会等で周知を行います。 食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。 給食を通じて食文化について学ぶことができるように、行事食の提供を行います。
よく噛むことの普及啓発 (保育課・学校教育課・学校給食センター)	公立保育所において、身体の発達や健康等のためよく噛んで食べる事の大切さについて理解できるよう、給食やおたより等で口腔衛生と食についての普及啓発を実施します。 小・中学校と特別支援学校の給食によく噛む献立の取入れや、給食だより等で歯と口腔の健康習慣の普及啓発を実施します。
親子クッキング (学校給食センター)	親子で人気給食メニューを作ることにより、給食や食に興味を持ってもらうため、親子クッキングを実施します。
食材の選定 地場産食材の使用及び加工品の提供 (学校給食センター)	食育の一環として、給食の食材は、国産食材や地場産食材を活用します。 地産地消の推進を図るために、給食で地元食材を活用した献立や加工品の提供を行います。

事業名 (関係課)	内容
学校給食摂取基準に基づく給食の提供 (学校給食センター)	学校給食が望ましい1食の食事のモデルとしての教材となるよう、学校給食摂取基準に基づく給食の提供を行います。
児童農業体験学習会 (農業振興課)	食の大切さと食を支える農業の役割等に対する理解を深めるため、児童農業体験学習会の開催を支援します。
資料館における食育の推進 (各資料館)	伝統的な食文化や行事食などを学び、体験することを目的に実施します。
ヘルスセミナー (健康増進センター)	ヘルスチェックの際に、食や運動など健康増進に関する情報提供をします。
食育推進事業 (健康増進センター)	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室やレシピの掲載等も活用しながら実施します。
健康づくり料理講習会 (健康増進センター)	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。
ヘルスアップ教室 (健康増進センター)	生活習慣病予防を目的とし、保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士等の専門職により、講座や調理実習を開催します。
パパママ準備教室 (子ども未来応援センター)	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して子育てがスタートできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の食事と歯の健康を見直し、その後の生活に活かせるよう、管理栄養士と歯科衛生士が講話を実施します。
高齢者学級 料理クラブ (鶴瀬公民館・水谷東公民館)	高齢者の生きがいづくりや参加者同士の親睦・交流を図ることを目的とした高齢者学級におけるクラブ活動のうち、「(健康)料理クラブ」において、食生活改善推進員に講師を依頼し、食と健康づくりに関する活動(調理実習等)を実施します。
つきいち (農業振興課)	新鮮で安心な地元農産物等を生産者が販売し、消費者との交流を図ります。
地場産食材の利用促進 (農業振興課)	農業者等にオリジナルシール「富士見市生まれ・富士見生まれ」及びのぼり旗の配布や、イベント等開催時に富士見市農業マップを来場者に配布し、地元農産物等を消費者に周知します。
食生活改善推進員養成・育成支援 (健康増進センター)	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成し、活動を支援します。

## (2) 身体活動・運動

事業名 (関係課)	内容
体力向上に向けた取組 (学校教育課)	児童生徒の体力の課題や向上に向けた取組について分かりやすく示し、家庭の協力も得られるようなメッセージ性のある記事を掲載します。
スポーツ・レクリエーション活動の普及啓発 (文化・スポーツ振興課)	市民に身近な場所でスポーツに親しんでもらうため、広報やホームページを通じて実施事業やスポーツ施設に関する情報提供を行います。
スポーツイベント・スポーツ教室 (文化・スポーツ振興課)	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、指定管理者やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体と連携・協力をしながら、スポーツ教室などのイベントの充実を図ります。
市民総合体育館でのレッスンプログラム (文化・スポーツ振興課)	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、市民総合体育館のスポーツジム・スタジオにおいて、利用者個人に合わせたトレーニング指導や様々なレッスンプログラムを実施します。
スポーツ推進委員による地区事業 (文化・スポーツ振興課)	市民に身近な場所で運動に親しめる機会を提供するため、地区ごとにスポーツ推進委員による生涯スポーツ教室を実施します。
運動講座 (健康増進センター)	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防や健康増進を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。
コバトンALKOOマイレージ事業 (健康増進センター)	生活習慣病予防や健康づくりのきっかけとして、歩数に応じたポイント獲得によって、プレゼント抽選に参加できる等、楽しみを持ちながら歩くことを促します。
ふじみパワーアップ体操普及事業 (健康増進センター)	運動と社会参加を目的に、身近な場所で体操できる機会を提供します。
フレイルチェック事業 (健康増進センター)	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、助け合いや支え合いによる健康づくりができるまちを目指します。
ノルディックウォーキング <sup>1</sup> 教室 (健康増進センター)	元気な方から体力に不安のある方まで幅広く参加できるように、運動のきっかけづくりと仲間づくりを目指して教室を実施します。
集中型介護予防教室 「はつらつ教室」 (フレイル予防コース) (健康増進センター)	体力や心身機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。
高齢者学級 軽スポーツ型のクラブ活動 (鶴瀬公民館・南畑公民館・水谷東公民館)	高齢者が気軽に楽しく身体を動かすことや生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として全体会(学習会)とクラブ活動を実施します。

<sup>1</sup> 2本のポール(ストック)を使用することで、腰や膝への負担を減らしながら活動量を上げるウォーキングスタイル。

### (3) 飲酒、喫煙

事業名 (関係課)	内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室 (学校教育課)	薬物の怖さ、喫煙・飲酒の危険性について教えるために、市内全校で、薬物乱用防止教室を計画的に実施し、小・中学生の発達段階に応じた指導を実施します。
適正飲酒の啓発 (健康増進センター)	ホームページや広報に掲載し、適正飲酒についての啓発を行います。
禁煙対策 受動喫煙防止対策 (健康増進センター)	望まない受動喫煙の防止を図るため、ホームページに、禁煙外来実施の医療機関一覧を掲載し、世界禁煙デーや禁煙週間の時期に合わせて広報に禁煙啓発記事を掲載します。
特定保健指導(禁煙指導) (健康増進センター)	特定保健指導時、喫煙者に禁煙指導を行います。
COPD <sup>2</sup> に関する知識の啓発 (健康増進センター)	COPDに関する知識の周知・啓発に努めます。
妊娠届受理時の面談・情報提供 (子ども未来応援センター)	妊婦とその家族の生活や健康状態等を把握し、安心・安全な出産ができるよう、情報提供及び必要な支援を行います。

### (4) 睡眠と休養

事業名 (関係課)	内容
生活リズムを整えるための啓発 (学校教育課)	生活リズムを整えるために、早寝早起きを心がけることを児童、保護者に呼びかけます。
睡眠週間の啓発 (健康増進センター)	睡眠の日の前後1週間について、健康睡眠週間として啓発活動を行います。
睡眠に関する普及啓発 (健康増進センター)	睡眠の大切さについて広報やホームページなどで普及啓発を行います。
各種教室での睡眠や休養に関する普及啓発 (健康増進センター)	各種教室での睡眠や休養の情報提供に努めます。
睡眠障害を確認するチェックリストの啓発 (健康増進センター)	睡眠障害を確認するチェックリストを用いて、睡眠の重要性について普及啓発を行います。

<sup>2</sup> 慢性閉塞性肺疾患 (Chronic Obstructive Pulmonary Disease) のこと。たばこの煙などの有害物質が原因で肺が炎症を起こし、呼吸がしにくくなる病気。咳やたん、息切れなどの症状がでる。また、肺がんになる可能性が高くなる。COPDの進行を防ぐためには禁煙や早期発見・治療が必要。

## (5) 歯と口腔の健康【歯科口腔保健推進計画】

事業名 (関係課)	内容
公立保育所における歯科健診 (保育課)	公立保育所において、入所児童を対象に、歯と口腔の健康を保つため、歯科健診を実施します。
公立保育所における歯科保健指導 (保育課)	公立保育所において、入所児童を対象に、歯みがきや間食のとり方など正しい生活習慣を身につけられるよう、保健師・看護師・歯科衛生士などによる歯科保健指導を実施します。
よく噛むことの普及啓発 (保育課・学校教育課・学校給食センター) [再掲]	公立保育所において、身体の発達や健康等のためよく噛んで食べる事の大切さについて理解できるよう、給食やおたより等で口腔衛生と食についての普及啓発を実施します。 小・中学校と特別支援学校の給食によく噛む献立の取入れや、給食だより等で歯と口腔の健康習慣の普及啓発を実施します。
小・中学校における歯科健診 (学校教育課)	小・中学校と特別支援学校で歯科健診を実施します。
小・中学校における歯科保健指導 (学校教育課)	小・中学校と特別支援学校の学校保健委員会、児童・生徒保健委員会で歯科保健活動を実施します。
成人歯科健診 (健康増進センター)	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。
歯科健康教育 (健康増進センター)	各種健康教室等で歯科衛生士による口腔衛生についての講話を実施します。
ヘルスアップ教室 (健康増進センター) [再掲]	生活習慣病予防を目的とし、保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士等の専門職により、講座や調理実習を開催します。
妊産婦歯科検診 (健康増進センター)	妊娠中または産後1年未満の市民を対象に、歯科健診の費用を助成します。
パパママ準備教室 (子ども未来応援センター) [再掲]	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して子育てがスタートできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の食事と歯の健康を見直し、その後の生活に活かせるよう、管理栄養士と歯科衛生士が講話を実施します。
集中型介護予防教室 「はつらつ教室」 (オーラルフレイル予防コース) (健康増進センター)	高齢者を対象に、オーラルフレイル予防の講話や口腔体操などを実施します。
集中型介護予防教室 「はつらつ教室」 (フレイル予防コース) (健康増進センター) [再掲]	体力や心身機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。

事業名 (関係課)	内容
高齢者あんしん相談センター <sup>3</sup> や介護支援専門員等に対する周知 (高齢者福祉課)	高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員が利用者に対して、口腔機能の維持改善に向けた視点でケアプランを作成できるよう、かかりつけ歯科医師や定期的な歯科健診・口腔ケアの必要性について理解を深めるため、「栄養・お口に関するチェックシート」などを用い周知を図ります。
歯科診療の情報提供 (高齢者福祉課・障がい福祉課・健康増進センター)	障がいのある人や要介護者が適切な時期に歯科治療や相談が受けられるよう、相談窓口の案内や「障がいのある方の歯科治療」のリーフレットなどにより、情報提供に努めます。
歯と口の健康フェアへの協力 (健康増進センター)	関係機関と連携し、歯と口の健康習慣獲得につながるよう、市民を対象に歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導を実施します。
よい歯のコンクールへの協力 (子ども未来応援センター・健康増進センター)	関係機関と連携し、歯と口の健康習慣獲得につながるよう、歯科健診を実施し、口腔状態のよい親子や高齢者を表彰します。
歯・口の健康啓発標語コンクールへの協力 (学校教育課)	関係機関と連携し、歯と口の健康習慣獲得につながるよう、歯・口の標語コンクールを実施し、優秀な作品を表彰します。

## 2 生活習慣病発症予防と重症化予防

### 健康管理（がん、糖尿病、循環器疾患の対策）

事業名 (関係課)	内容
がん検診 (健康増進センター)	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施します。精密検査が必要な方には受診を促すことで、がんの早期発見を目指します。また、がん検診受診率の向上に向け受診勧奨を実施します。
がんに関する知識の普及啓発 (健康増進センター)	がん予防に関する知識の普及啓発を目的に、パンフレットの配布等を実施します。
ヘルスアップ教室 (健康増進センター) [再掲]	生活習慣病予防を目的とし、保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士等の専門職により、講座や調理実習を開催します。
特定健康診査・特定保健指導 (保険年金課・健康増進センター)	富士見市国民健康保険加入者の生活習慣病を予防するため特定健診・特定保健指導を実施します。

<sup>3</sup> 高齢者のための身近な総合相談窓口。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が配置され、介護・健康・福祉などの相談、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用案内、介護予防プランの作成、ケアマネジャーへの支援や関係機関とのネットワークづくりを担う機関。高齢者あんしん相談センターは地域包括支援センターの愛称。

事業名 (関係課)	内容
糖尿病性腎症重症化予防事業 (健康増進センター)	糖尿病性腎症の重症化を予防するため、かかりつけ医と連携しながら保健指導を行います。
健康相談(成人) (健康増進センター)	生活習慣病予防や食に関する健康相談を実施します。
生活保護受給者の健康診査 (福祉政策課・健康増進センター)	生活保護受給者の生活習慣病等の予防・改善に向けた健康診査及び健診についての普及啓発を行います。
COPDに関する知識の啓発 (健康増進センター) [再掲]	COPDに関する知識の周知・啓発に努めます。

### 3 いのちを守る包括的支援

#### いのちを守る包括的支援【自殺対策計画】

事業名 (関係課)	内容
自殺対策ネットワーク連絡会の開催 (健康増進センター)	自殺対策に関して警察、消防、保健所、鉄道事業者等の関係機関と会議の場を設け、自殺に関する情報共有を図ります。
自殺対策関係機関との連携 (健康増進センター)	様々な関係機関と連携協働します。また、普及啓発と情報提供を行います。
職員向けゲートキーパー養成研修 (職員課・健康増進センター)	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。
市民向けゲートキーパー養成研修 (健康増進センター)	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。
職員研修・教職員研修等 (職員課・学校教育課)	職員、教職員のメンタルヘルスに関する研修やストレスチェックの実施等により、心身の健康管理を図ります。 富士見市いじめ防止基本方針に基づき、教職員が児童生徒の理解を深め、知識や技術の向上を図るため、研修を実施します。
自殺対策に関する普及啓発 (健康増進センター)	相談先を記載した啓発物を、広く市民や関係機関に配布するとともに、ICTやSNSを活用し周知を図ります。 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間において相談窓口を広報やホームページ、SNSを活用して周知します。

事業名 (関係課)	内容
各種ハラスメント防止のための意識啓発 (人権・市民相談課)	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。
法や制度の理解促進 (産業経済課)	市内事業主に対して、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」などの法律についての周知、啓発を行います。
こころの体温計 (健康増進センター)	PCやスマートフォンで自ら気軽に利用できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入により、市民がうつ病等のメンタル面の状況に早期に気づき早期治療につながる一助とします。また、支援機関の連絡先を掲載し、相談ができる窓口の周知を図ります。
子どもの総合相談窓口 (子ども未来応援センター)	子どもに関する相談に対し、適切な相談支援を行うとともに、必要に応じて「子ども未来支援員」が同行支援を行います
スクールカウンセラーの配置 (教育相談室)	児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図ります。
スクールソーシャルワーカー (教育相談室)	家庭や学校訪問、福祉関係機関等への呼びかけ、ケース会議への参加、情報の共有、行動連携を図り、子どものよりよい居場所づくりを行います。
教育相談事業 (教育相談室)	市内在住の児童生徒及びその保護者並びに市内小・中・特別支援学校教職員を対象に、教育上の諸問題に関する教育相談活動（教育相談・講演研修・調査研究）を行い、教育の充実と振興を図ります。
教育支援センター (教育相談室)	不登校状態にある児童生徒が、自主性やよりよい人間関係を作っていく意欲をはぐくみ、自立に向けての力を蓄えられるようにするための支援を行います。
こころの健康教育 (健康増進センター)	市内高等学校において、こころの健康についての普及啓発に取り組めます。
若者のための学び直し相談 (子ども未来応援センター)	不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高校卒業認定取得などを目指す学び直し相談を実施します。
地域若者サポートステーション <sup>4</sup> との連携 (産業経済課)	孤立や孤独を解消するため、働くことに悩みを抱えている若者たちに対して、就労による社会参加に踏み出すための橋渡しを行う「地域若者サポートステーション」について周知します。
産後ケア事業 (子ども未来応援センター)	切れ目ない支援の一環として健やかな育児ができるよう、産後の身体的回復の支援や精神的支援、授乳に関する指導及びケア等を行います。

<sup>4</sup> 働くことに悩みを抱える15歳～49歳までの方及びその親・家族を対象とした就労に向けた支援施設。

事業名 (関係課)	内容
高齢者の閉じこもり予防・ 介護予防 (高齢者福祉課・健康増進センター)	高齢者サロンや認知症カフェなど身近な場所での交流の場や相談できる場を提供するとともに、ふじみパワーアップ体操など、介護予防の地域づくりを通して、高齢者の閉じこもりや孤立を予防します。
高齢者サロンの開催 (鶴瀬公民館・水谷東公民館)	ひとり暮らしの高齢者の方などを対象に介護予防サロンを開催し、交流を通じて自ら生きがいを見つけ、生き生きと暮らしていけるようなサロンの運営を市民とともにを行います。
高齢者学級の開催 (各公民館)	高齢期を生き生きと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。
高齢者総合相談 (高齢者福祉課)	高齢者の様々な相談を受ける高齢者あんしん相談センターに対し、必要に応じて連携を図り、相談対応を行います。また、高齢者のこころの健康問題や閉じこもり、自殺に関連した問題への対応について、早期発見に努めるとともに、予防に向けた啓発を進めます。 高齢者あんしん相談センターが受けた相談等において、高齢者の自殺の危険性が疑われた場合には、関係機関と協力・連携し、必要な支援を行います。
高齢者あんしん相談センターの 活動を通じた情報提供 (高齢者福祉課)	訪問や講座等で高齢者に接する機会の多い高齢者あんしん相談センターが、介護予防や通いの場、ボランティア活動等の情報を高齢者に提供することで、孤立を防ぎ、生きいきとした生活につながるよう支援します。
こころの健康相談 (障がい福祉課)	こころの健康問題を感じている方が、医療機関を受診する前に相談できることにより、疾病のみたてや対応を知る機会を提供します。
各種専門相談 (人権・市民相談課)	市民の様々な困りごとについて、弁護士や人権擁護委員のほか、専門家のアドバイスを受けられるよう、各種専門相談を実施します。
消費生活相談 (人権・市民相談課)	市民が消費者被害に遭わないよう、また遭った場合の対応や支援を相談できる環境を整備し、安全で安心な消費生活を促進します。
多重債務解決支援 (人権・市民相談課)	多重債務を抱える人に対し、相談員が個別の相談に応じ、考えられる解決方法を検討・助言します。また、必要に応じて専門機関を紹介、案内します。
生活保護制度による支援 (福祉政策課)	生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活への支援を行います。
生活困窮者自立相談支援 (福祉政策課)	自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給など自立に向けた支援を行うとともに、関係各課と連携して支援を行います。
障がい者基幹相談支援センター の委託運営 (障がい福祉課)	障がいのある人やその家族、その介護を行う人などからの相談に応じ、障害福祉サービスの利用や権利擁護のための援助など、必要な情報収集を行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

事業名 (関係課)	内容
重層的支援体制整備事業 (福祉政策課)	複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題に包括的に対応し、利用可能な福祉制度の情報提供や相談窓口への同行支援、アウトリーチ等を行い、他機関と連携して切れ目のない支援を行います。
SOSの出し方に関する教育 (学校教育課・教育相談室)	学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。

## 4 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

### (1) 子どもの健康

事業名 (関係課)	内容
離乳食教室 (子ども未来応援センター) [再掲]	離乳食の不安を軽減し、楽しい食育を目指して、離乳食のすすめ方や作り方に関する教室を実施します。
公立保育所における食育の推進 (保育課) [再掲]	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地場産食材を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。
児童館における食育の推進 (保育課) [再掲]	児童館において、乳幼児親子を対象に、離乳食講座や相談会等を実施し、望ましい食習慣への啓発を行います。また、「子ども食堂」を事業化し、食後に工作や遊びを取り入れるなど、児童館の特色を生かした普及・啓発を行います。
食に関する指導 (学校教育課・学校給食センター) [再掲]	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。 食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」を作成し、保護者会等で周知を行います。 食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。 給食を通じて食文化について学ぶことができるように、行事食の提供を行います。

事業名 (関係課)	内容
よく噛むことの普及啓発 (保育課・学校教育課・学校給食センター) [再掲]	公立保育所において、身体の発達や健康等のためよく噛んで食べる事の大切さについて理解できるよう、給食やおたより等で口腔衛生と食についての普及啓発を実施します。 小・中学校と特別支援学校の給食によく噛む献立の取入れや、給食だより等で歯と口腔の健康習慣の普及啓発を実施します。
公民館における子どもを対象とした事業の開催 (各公民館)	子どもの健やかな成長を目的として、子ども向けの体験型講座などを開催します。
食育推進事業 (健康増進センター) [再掲]	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室やレシピの掲載等も活用しながら実施します。
体力向上に向けた取組 (学校教育課) [再掲]	児童生徒の体力の課題や向上に向けた取組について分かりやすく示し、家庭の協力も得られるようなメッセージ性のある記事を掲載します。
スポーツイベント・スポーツ教室 (文化・スポーツ振興課) [再掲]	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、指定管理者やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体と連携・協力をしながら、スポーツ教室などのイベントの充実を図ります。
乳幼児健康診査 (子ども未来応援センター)	乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病のスクリーニングを行い、早期発見に努めます。また、発育や栄養状態を確認し、月齢や発達状況に応じた生活指導を行います。
公立保育所における内科検診 (保育課)	公立保育所において、定期的に内科健診を行います。
就学時健康診断の実施 (学校教育課)	就学時における健康の不安や悩みを解消し、安心して小学校に入学できるよう、保護者に寄り添った健診を実施します。
定期・臨時健康診断 (学校教育課)	児童生徒等が自分の健康状態を認識するとともに、教職員がこれを把握して適切な学習指導等を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ります。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室 (学校教育課) [再掲]	薬物の怖さ、喫煙・飲酒の危険性について教えるために、市内全校で、薬物乱用防止教室を計画的に実施し、小・中学生の発達段階に応じた指導を実施します。
SOSの出し方に関する教育 (学校教育課・教育相談室) [再掲]	学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。

事業名 (関係課)	内容
こころの健康教育 (健康増進センター) [再掲]	市内高等学校において、こころの健康についての普及啓発に取り組めます。
子育て応援情報発信事業 (子ども未来応援センター)	妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、子どもの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。

## (2) 成人の健康

事業名 (関係課)	内容
食育推進事業 (健康増進センター) [再掲]	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室やレシピの掲載等も活用しながら実施します。
ヘルスアップ教室 (健康増進センター) [再掲]	生活習慣病予防を目的とし、保健師、管理栄養士、作業療法士、歯科衛生士等の専門職により、講座や調理実習を開催します。
運動講座 (健康増進センター) [再掲]	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防や健康増進を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。
ヘルスチェック (健康増進センター)	職場等の健診を受ける機会がない、18～39歳の方を対象に健康診断を実施します。
ヘルスセミナー (健康増進センター) [再掲]	ヘルスチェックの際に、食や運動など健康増進に関する情報提供をします。
特定健康診査・特定保健指導 (保険年金課・健康増進センター) [再掲]	富士見市国民健康保険加入者の生活習慣病を予防するため特定健診・特定保健指導を実施します。
がん検診 (健康増進センター) [再掲]	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施します。精密検査が必要な方には受診を促すことで、がんの早期発見を目指します。 また、がん検診受診率の向上に向け受診勧奨を実施します。
健康相談(成人) (健康増進センター) [再掲]	生活習慣病予防や食に関する健康相談を実施します。
地域健康相談 (健康増進センター)	町会などの地域の団体などからの依頼を受け、健康相談、健康講話などを実施します。

事業名 (関係課)	内容
公民館まつりでの健康相談 (健康増進センター)	公民館まつりでの健康相談を実施し、健康情報の発信・健康増進センター事業のPRをします。
女性の健康週間 (健康増進センター)	女性の健康週間について広報やホームページ、SNSを活用して周知します。
パパママ準備教室 (子ども未来応援センター) [再掲]	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して子育てがスタートできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の食事と歯の健康を見直し、その後の生活に活かせるよう、管理栄養士と歯科衛生士が講話を実施します。
妊娠届受理時の面談・情報提供 (子ども未来応援センター) [再掲]	妊婦とその家族の生活や健康状態等を把握し、安心・安全な出産ができるよう、情報提供及び必要な支援を行います。
成人歯科健診 (健康増進センター) [再掲]	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。
妊産婦歯科検診 (健康増進センター) [再掲]	妊娠中または産後1年未満の市民を対象に、歯科健診の費用を助成します。
こころの健康相談 (障がい福祉課) [再掲]	こころの健康問題を感じている方が、医療機関を受診する前に相談できることにより、疾病のみたてや対応を知る機会を提供します。

### (3) 高齢者の健康

事業名 (関係課)	内容
高齢者あんしん相談センターの活動を通じた情報提供 (高齢者福祉課) [再掲]	訪問や講座等で高齢者に接する機会の多い高齢者あんしん相談センターが、介護予防や通いの場、ボランティア活動等の情報を高齢者に提供することで、孤立を防ぎ、生きいきとした生活につながるよう支援します。
健康相談(高齢者) (健康増進センター)	高齢期の健康管理を目的に、健康相談を実施します。
健康教育(高齢者) (健康増進センター)	高齢期の健康管理のために、健康教育を実施します。
ふじみパワーアップ体操普及事業 (健康増進センター) [再掲]	運動と社会参加を目的に、身近な場所で体操できる機会を提供します。

事業名 (関係課)	内容
フレイルチェック事業 (健康増進センター) [再掲]	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、助け合いや支え合いによる健康づくりができるまちを目指します。
集中型介護予防教室 「はつらつ教室」 (オーラルフレイル予防コース) (健康増進センター) [再掲]	高齢者を対象に、オーラルフレイル予防の講話や口腔体操などを実施します。
集中型介護予防教室 「はつらつ教室」 (フレイル予防コース) (健康増進センター) [再掲]	体力や心身機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。
高齢者サロンの開催 (鶴瀬公民館、水谷東公民館) [再掲]	ひとり暮らしの高齢者の方などを対象に介護予防サロンを開催し、交流を通じて自ら生きがいを見つけ、生き生きと暮らしていけるようなサロンの運営を市民とともに進めます。
高齢者学級の開催 (各公民館) [再掲]	高齢期を生き生きと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。

## 5 健康で安心して暮らせる社会環境の整備

### (1) 社会とのつながり

事業名 (関係課)	内容
子育て応援情報発信事業 (子ども未来応援センター) [再掲]	妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、子どもの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。
子育て支援センター「ぴっぴ」 運営事業 (子ども未来応援センター)	子育て中の親子が情報交換や交流を行う居場所として、子育て支援センター「ぴっぴ」を運営します。また、親子で参加できるイベントの実施、育児相談も行います。
子育てサロン (各公民館)	乳幼児を持つ親が集まり、自由に子どもを遊ばせながら仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的とし、支援します。
食生活改善推進員養成・育成支援 (健康増進センター) [再掲]	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成し、活動を支援します。

事業名 (関係課)	内容
高齢者の健康 (健康増進センター)	健診結果等から、健康課題を抱える後期高齢者を把握し、アウトリーチ支援を行いながら、必要な医療・介護サービスにつなげるとともに、介護予防事業への参加を促し、健康長寿を目指します。
パワーアップ・リーダー養成講座 (健康増進センター)	ふじみパワーアップ体操を地域で普及するために、パワーアップ・リーダー養成講座を開催し、リーダーを養成し、活動を支援します。
フレイルサポーター養成講座 (健康増進センター)	フレイルチェック測定会やフレイル予防の普及啓発を担うフレイルサポーターを養成し、活動を支援します。
ふれあいサロン運営事業 (水谷東公民館)	介護予防施設「ふれあいサロン」を活用して、各種介護予防事業を実施します。
高齢者サロンの開催 (鶴瀬公民館・水谷東公民館) [再掲]	ひとり暮らしの高齢者の方などを対象に介護予防サロンを開催し、交流を通じて自ら生きがいを見つけ、生き生きと暮らしていけるようなサロンの運営を市民とともにを行います。
高齢者学級の開催 (各公民館) [再掲]	高齢期を生き生きと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。
自主グループ育成・交流の支援 (健康増進センター)	介護予防活動を継続するために、介護予防教室修了後の自主グループ化を支援します。また、eスポーツを活用した取組を実施します。
老人クラブの支援 (高齢者福祉課)	老人クラブ及び連合会の各種活動(社会奉仕、健康・教養講座開催、スポーツ等)の運営費に対して補助を行い、生きがいの充実や自主活動を支援します。

## (2) 自然に健康になれる環境づくり

事業名 (関係課)	内容
子育て応援情報発信事業 (子ども未来応援センター) [再掲]	妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、子どもの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。
サイクリングコースの利用促進 (シティプロモーション課)	身近な場所で健康づくりに取り組んでもらうため、3つのサイクリングコース(「富士見サイクリングコース」・「新河岸川サイクリングコース」・「富士見江川サイクリングコース」)において、運動習慣づくりをしやすい環境整備を促進します。
富士見お散歩マップの周知 (シティプロモーション課)	地域にある観光資源等を巡ってもらうために、市内の散策コース等を紹介する「富士見お散歩マップ」をホームページや電子図書館等を通じて周知し、運動習慣づくりを促進します。

事業名 (関係課)	内容
公共施設の貸し出しの周知 (文化・スポーツ振興課)	市民に運動づくりのための場所を提供するためホームページで学校体育施設の開放、市民総合体育館や運動公園の貸し出しについて周知します。
市内公園及び緑地の管理・整備 (都市計画課)	市内の公園や緑地を整備し、自然の中でウォーキングや軽い運動を楽しめるスペースを提供します。
校庭の使用についての周知 (学校教育課)	生涯学習課との連携を図りながら、積極的に社会体育に開放していきます。
コバトンALKOOマイレージ 事業 (健康増進センター) [再掲]	生活習慣病予防や健康づくりのきっかけとして、歩数に応じたポイント獲得によって、プレゼント抽選に参加できる等、楽しみを持ちながら歩くことを促します。
禁煙対策 受動喫煙防止対策 (健康増進センター) [再掲]	望まない受動喫煙の防止を図るため、ホームページに、禁煙外来実施の医療機関一覧を掲載し、世界禁煙デーや禁煙週間の時期に合わせて広報に禁煙啓発記事を掲載します。

### (3) 多様な主体による健康づくり

事業名 (関係課)	内容
子育てサロン (各公民館) [再掲]	乳幼児を持つ親が集まり、自由に子どもを遊ばせながら仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的とし、支援します。
子どもスポーツ大学☆ふじみ (文化・スポーツ振興課)	子どもたちが普段体験できないスポーツに触れ、一流選手等から学ぶ機会を創出するため、子どもスポーツ大学☆ふじみを開催します。
食生活改善推進員養成・育成支援 (健康増進センター) [再掲]	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成し、活動を支援します。
スポーツ・レクリエーション活動 の普及啓発 (文化・スポーツ振興課) [再掲]	市民に身近な場所でスポーツに親んでもらうため、広報やホームページを通じて実施事業やスポーツ施設に関する情報提供を行います。
スポーツイベント・スポーツ教室 (文化・スポーツ振興課) [再掲]	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、指定管理者やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体と連携・協力をしながら、スポーツ教室などのイベントの充実を図ります。

事業名 (関係課)	内容
スポーツ推進委員による地区事業 (文化・スポーツ振興課) [再掲]	市民に身近な場所で運動に親しめる機会を提供するため、地区ごとにスポーツ推進委員による生涯スポーツ教室を実施します。
シェアサイクル活用の推進 (都市計画課)	市民の健康増進のため、シェアサイクルの活用を推進します。
高齢者サロンの開催 (鶴瀬公民館・水谷東公民館) [再掲]	ひとり暮らしの高齢者の方などを対象に介護予防サロンを開催し、交流を通じて自ら生きがいを見つけ、生き生きと暮らしていけるようなサロンの運営を市民とともに進めます。
自主グループ育成・交流の支援 (健康増進センター) [再掲]	介護予防活動を継続するために、介護予防教室修了後の自主グループ化を支援します。また、eスポーツを活用した取組を実施します。
パワーアップ・リーダー養成講座 (健康増進センター) [再掲]	ふじみパワーアップ体操を地域で普及するために、パワーアップ・リーダー養成講座を開催し、リーダーを養成し、活動を支援します。
フレイルサポーター養成講座 (健康増進センター) [再掲]	フレイルチェック測定会やフレイル予防の普及啓発を担うフレイルサポーターを養成し、活動を支援します。
健康まつりへの協力 (健康増進センター)	健康まつりの実施に向けて、関係機関と調整しながら運営に協力します。
歯と口の健康フェアへの協力 (健康増進センター) [再掲]	関係機関と連携し、歯と口の健康習慣獲得につながるよう、市民を対象に歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導を実施します。
よい歯のコンクールへの協力 (子ども未来応援センター・健康増進センター) [再掲]	関係機関と連携し、歯と口の健康習慣獲得につながるよう、歯科健診を実施し、口腔状態のよい親子や高齢者を表彰します。
歯・口の健康啓発標語コンクールへの協力 (学校教育課) [再掲]	関係機関と連携し、歯と口の健康習慣獲得につながるよう、歯・口の標語コンクールを実施し、優秀な作品を表彰します。

## 4 市民・健康づくり関係団体等からの声

### (1) 「いきいき健康&歯っぴーライフ☆シンポジウム&ワークショップ」開催結果

毎年、様々なテーマに基づき、講演会とワークショップを開催してきました。ワークショップにおいては、参加者の方から「栄養・食生活」「身体活動・運動」「健康管理」「歯と口腔の健康」「こころの健康」の分野ごとに現状と課題や、市民の目標についての意見をいただき、本計画策定においても参考にしました。

#### 【講演会開催日時】

令和3年7月17日（土曜日）午前10時～午前11時30分

テーマ：人生100年時代を見据えた健幸まちづくり

株式会社つくばウエルネスリサーチ 執行役員 福林 孝之氏

令和4年10月22日（土曜日）午前10時～午前11時

テーマ：今日から実践！ヘルシーレシピのコツ～健康的な食習慣を身につけるために～

株式会社タニタヘルスリンク 管理栄養士・公認スポーツ栄養士 小島 理恵氏

令和5年10月9日（月曜日・祝日）午後1時30分から午後4時10分まで

テーマ：ストレス社会を健やかに生きるためのセルフケア講座

臨済宗建長寺派 林香寺住職 精神科医 川野 大周氏

令和6年11月22日（金曜日）午後1時30分から午後4時10分まで

テーマ：あなたの“わたし”はどこにいますか？～がんのこと、人生会議のこと～

埼玉医科大学付属総合医療センター 緩和医療科 儀賀 理暁氏

令和7年6月27日（金曜日）午後1時30分から午後4時10分まで

テーマ：笑顔の輪を広げよう！～健康の源は、健康な口から～

狭山保健所 歯科医師 小泉 伸秀氏

#### 【ワークショップ実施概要】

- ・実施日：令和5年度～令和7年度は講演会と同日に実施
- ・方法：グループワーク

#### 【ワークショップの様子】



## 【ワークショップで実施した内容】

### ① 個人ワーク

日頃から取り組んでいる健康習慣や課題を感じていることなどについて付箋に書き込み、現状整理を行う。

### ② グループワーク

個人ワークで書いた内容をグループ内で発表をする。

各グループにおいて、割り当てられた分野から見えてくる課題や強み、健康に向けての行動目標について話し合いを行う。

### ③ 全体発表

### ④ まとめ

各グループの発表を聞いて、「これから取り組みたいと思うこと」について、用紙に記入し、グループ内で共有をする。

以下一部抜粋

#### 栄養・食生活

##### 個人ワーク

- ・ 野菜やタンパク質を積極的にとる
- ・ 3食をしっかりと食べる、また朝食は毎食食べる

##### 課題や強みをもとに作成した目標

- ・ バランスの良い食生活
- ・ 朝ごはんを食べる

#### 身体活動・運動

##### 個人ワーク

- ・ 階段を利用する
- ・ ストレッチやウォーキングをする
- ・ 通勤方法に徒歩や自転車を利用する
- ・ 各種教室や体操に参加をする

##### 課題や強みをもとに作成した目標

- ・ 地域で様々な世代が気軽に集まれ、運動ができる場所づくり
- ・ マイペースに自分の続くスタイルを探しながら、健康管理をする
- ・ フレイル予防のために、筋力アップ、健康維持のために毎日継続！

## 休養・こころ

### 個人ワーク

- ・ 休養をよくとる
- ・ 明るい気持ちで過ごす
- ・ 趣味を楽しむ
- ・ 仲間と楽しく過ごす
- ・ 各種教室や体操に参加をする

### 課題や強みをもとに作成した目標

- ・ 明るい気持ち、前向きな気持ちで過ごす
- ・ 悩みはみんなもっているものと理解する
- ・ こころの健康を保つために発散方法を知る

## 健康管理

### 個人ワーク

- ・ 年に1回は特定健診やがん検診を受けている
- ・ 体重を量る

### 課題や強みをもとに作成した目標

- ・ 規則正しく生活をする
- ・ 自分の健康について考える
- ・ 早期受診をこころがける

## 歯と口腔

### 個人ワーク

- ・ 定期的に歯科医院の受診をしている
- ・ 歯ブラシや補助清掃用具を利用して手入れをしている

### 課題や強みをもとに作成した目標

- ・ 定期的に歯科医院でケアを行うとともに歯ブラシの方法を覚えてもらう
- ・ 歯磨きを丁寧に行う
- ・ 健康を保つことを意識している

## 【課題】

- ・ 日常生活で、意識をして取り組んでいる人もいるが、わかっても行動に移せない人もいる。
- ・ 個人での取組はできているが、継続するための環境が十分とはいえない。
- ・ 健診等の受診後に生活習慣につながる支援が十分に活用されていない。
- ・ 困ったときや悩んだ時の相談先の情報の周知が弱い。
- ・ 歯科については、健康意識の高い人が多い傾向であったが、全世代で意識が高いとはいえない。

## (2) 関係団体からのヒアリング結果

本計画の策定に向け、関係団体に対してヒアリングを実施しました。事前にヒアリングシートを配布・記入していただいた後、現地で聞き取り調査を行いました。

### 【調査対象】

いるま野農業協同組合 東部富士見支店	入間東部地区事務組合消防本部
富士見市私立幼稚園協会	富士見市民生委員・児童委員協議会
埼玉県立富士見高等学校	東武鉄道ふじみ野駅
富士見市食生活改善推進員協議会	富士見市フレイルサポーター連絡会
富士見市母子保健推進員連絡協議会	

※以下の回答結果は、主な結果のみ抜粋しています。

問1 健康づくりや自殺対策における活動内容について、お答えください。

- ◇ 健康診断や歯科検診の実施。
- ◇ スポーツ教室や体育活動の実施。
- ◇ 健康づくりに関する子育てフォーラムの開催。
- ◇ 高校生対象のメンタルヘルスについての講演会の実施。
- ◇ スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる相談活動の実施。
- ◇ 健康づくり料理講習会、健康まつりでの試食提供や健康レシピの広報掲載。
- ◇ 青色照明設置や相談窓口ポスター掲示による自殺防止対策。
- ◇ フレイルチェック、予防啓発イベント参加及びフレイル測定会の実施。

問2 現在の活動上の課題についてお答えください。

- ◇ 農業従事者の高齢化及び後継者不足。
- ◇ 子どもの数の減少。
- ◇ コロナ禍以降の会員数減少による活動負担の増加。
- ◇ 会員の高齢化。
- ◇ 地域によるフレイルチェック測定会の参加人数のばらつき。
- ◇ 女性役員を増やすことが課題。
- ◇ 推進員の高齢化及びなり手の減少。

問3 活動を通して市民の健康づくりや自殺対策に対し、効果がみられた内容についてお答えください。

- ◇ 様々な活動を通して園児の体力向上や健康増進につながった。
- ◇ 住民に健康面のアドバイスができるようになった。
- ◇ 講演会等を通じて相談窓口の存在を認識し、一人で悩まない姿勢を確認できた。
- ◇ 健康まつりや公民館まつりの参加を通じて、市民に健康への興味を持たせることができた。
- ◇ 青色照明や一部駅への鏡設置により一定の効果が見られた。
- ◇ フレイル予防への関心が高まり、フレイルチェック測定会のリピーターが増加している。
- ◇ 時間をかけて活動を継続した結果、できなかったことができるようになり喜びを感じる市民がいる。
- ◇ サポーター自身がフレイル予防の重要性を学び、元気な人が増えている。

問4 日頃の活動において、現在連携している関係機関と今後連携したい関係機関がありましたらお答えください。

《現在の連携内容》

- ◇ 園児と児童の交流。
- ◇ 中学生の社会体験。
- ◇ 「フレイルチェック」「ゲートキーパー研修」への参加。
- ◇ 高齢者サロンへの参加。
- ◇ 自殺対策の講演会の実施。
- ◇ 文化祭の調理・食事販売に関する助言。
- ◇ メンタル不調の生徒についての情報共有。
- ◇ ターミナル駅での街頭キャンペーンやポスター掲出の実施。
- ◇ フレイル予防啓発チラシの配布依頼。
- ◇ フレイルサポーター会を組織する自治体との情報交換や情報共有。

《今後希望する連携機関》

- ◇ 外国籍生徒支援の可能性がある機関。
- ◇ 若年層の自殺予防に対応できる機関。
- ◇ フレイル予防及びフレイルチェック測定会への参加を促せる機関。
- ◇ 地域イベントで啓発活動を協力できる機関。
- ◇ フレイル予防の普及に役立つ関連組織。
- ◇ 研修会の開催に協力してもらえる機関。
- ◇ 保育・育児サポートに関する知識・サポートを得られる機関。
- ◇ 医療機関よりも身近で気軽に相談できる機関。

問5 今後の事業や活動のあり方、周知啓発方法の課題についてお答えください。

- ◇ 応急手当普及員講習の資格を持つ教員が中心となり、児童生徒に対する予防救急の啓発。
- ◇ 幼稚園の活動をInstagramなどで発信をする。
- ◇ 年齢及び世代に合わせた内容で周知・啓発を行う。
- ◇ 市の広報に加え、「増進センターだより」等を発行して啓発を行う。
- ◇ 学校保健と地域保健の連携強化（例えば、未就学児期からの歯科検診やかかりつけ医の確保）。
- ◇ 会員に負担がかからない活動の実施。
- ◇ 年齢に合わせた自殺予防の周知方法の検討（例：ホームページや体験の活用）。
- ◇ フレイル予防の周知啓発を進め、フレイルチェック測定会の参加者を増やす。
- ◇ フレイルチェック事業で、寸劇などの工夫を取り入れた交流の仕組みを検討する。

問6 市民の健康づくりや自殺対策に効果的だと思われる取組（アイデア）についてお答えください。

- ◇ 商業施設やイベントを活用して、多くの市民が興味を持つきっかけづくりを行う。
- ◇ 健康づくりをテーマにした子育てフォーラムを実施する。
- ◇ 町内事業（教養会、防災訓練、体育祭等）への参加を促進する。
- ◇ 保育園、幼稚園、小・中・高等学校で講話を行う。
- ◇ 子育てサロンや高齢者サロンで講話を実施する。
- ◇ 各公共施設が主催するイベントに参加する。
- ◇ 健康まつりを活用する。
- ◇ 高校生向けの居場所づくりとして、子ども食堂を実施する。
- ◇ 親世代を対象にメンタルヘルスの講演会を実施する。
- ◇ 身体に良いメニュー・レシピの試食イベントやレシピ配布を開催する。
- ◇ 相談窓口などの周知を兼ねたイベントや近隣住民同士の声掛けを強化する。
- ◇ フレイルチェックで、自分の健康通知表を作成してもらい、健康状態への気づきを得る機会を提供する。
- ◇ 富士見市特化イベント情報サイトやアプリを運営し、広報や宣伝を強化する。
- ◇ 健康づくり活動に応じてポイントが貯まり、景品をもらえるキャンペーンやコンテストを実施する。

問7 市に要望したいことについてお聞かせください。

- ◇ 関係機関との情報共有及び連携強化のため、市が中心となり密な連携を希望する。
- ◇ 自然に恵まれた日常的な運動・活動が可能な公園の設置を希望する。
- ◇ 距離別、環境別、目的別のウォーキングコースの設置を希望する。
- ◇ 高齢者が散歩中に休憩できるベンチの設置を希望する。
- ◇ 熱中症対策として、商業施設、公共施設、医療機関等に休憩場所及び無料給水の提供を希望する。
- ◇ 市内企業・団体と連携した健康メニュー開発の継続を希望する。
- ◇ 手足の筋肉量を簡単に測定できる装置の購入を要望する。
- ◇ 近場で気軽に安全に本格的な人間ドッグや各種健康診断が受けられ、簡単な測定ができる場所の設置を希望する。

○ その他、ご意見があればご記入ください。(聞き取り調査結果を含む)

- ◇ 年間測定会の日程のチラシを配布し、知人やクラブなどを通じて情報を広める手法を参考にしたい。
- ◇ 富士見市のPR不足を補うため、広報や市の掲示板以外の情報発信方法の導入を希望する。
- ◇ 効果的な周知啓発方法として、市民が集まる商業施設やイベントを活用することを提案したい。
- ◇ 若い世代に向けた柔軟なアプローチを取り入れ、健康診断や育児支援へのアクセス向上を図りたい。
- ◇ フレイル予防に関連する試食会や体験型イベントを開催し、関心を高める取組を希望する。
- ◇ 公園の運動環境の整備や高齢者向けの休憩スペースの設置を促進したい。
- ◇ 農業従事者の高齢化と後継者不足の問題解決に向けた地元農産物の利用促進や農業体験を希望する。
- ◇ 自殺防止に向けた鉄道会社との連携や支援活動の充実を促し、地域全体での孤独感解消や健康づくりを進めたい。

## 5 市の条例等

### (1) 富士見市健康づくり審議会条例

平成26年3月25日

条例第4号

改正 平成31年3月20日条例第1号

(設置)

第1条 市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業の推進に関すること。
- (2) 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育の推進に関すること。
- (3) 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりの施策に関し必要と認める事項  
(平31条例1・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平31条例1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成31年3月20日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(富士見市歯科口腔保健推進委員会条例の廃止)
- 2 富士見市歯科口腔保健推進委員会条例(平成25年条例第27号)は、廃止する。

## 富士見市健康づくり審議会委員名簿

(任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日)  
(順不同・敬称略)

役職	氏名	委員構成
会長	日鼻 靖	富士見医師会
副会長	衛藤 久美	女子栄養大学
委員	秋元 美由喜	公募市民
委員	阿由葉 勝	富士見市スポーツ協会
委員	岩崎 恵利子	富士見市教育研究会養護部
委員	海老原 幸子	富士見市商工会
委員	大堀 佳三	いるま野農業協同組合
委員	小澤 英里	富士見市母子保健推進員連絡協議会
委員	神崎 理恵	公募市民
委員	菊地 文子	富士見市食生活改善推進員協議会
委員	北田 裕一	富士見市私立幼稚園協会
委員	小池 ま帆	埼玉県立富士見高等学校
委員	齊田 征弘	富士見・三芳薬剤師会
委員	田中 聖子	朝霞保健所
委員	戸塚 れい子	富士見市民生委員・児童委員協議会
委員	深山 日登美	公募市民
委員	富士原 雅博	富士見市歯科医師会
委員	本間 和明	富士見市フレイルサポーター連絡会
委員	丸山 丁士	富士見市学校長会
委員	村上 由美子	埼玉県歯科衛生士会

## (2) 富士見市健康づくり庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、富士見市健康づくり庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、健康づくりに関する施策について調査及び審議し、富士見市健康づくり審議会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

別表（第3条関係）  
（令和7年6月6日・一部改正）

委員長	1	健康福祉部長
副委員長	2	健康福祉部健康増進センター所長
委員	3	政策財務部政策企画課長
	4	協働推進部文化・スポーツ振興課長
	5	協働推進部人権・市民相談課長
	6	市民部保険年金課長
	7	子ども未来部保育課長
	8	子ども未来部子ども未来応援センター所長
	9	健康福祉部福祉政策課長
	10	健康福祉部高齢者福祉課長
	11	健康福祉部障がい福祉課長
	12	経済環境部農業振興課長
	13	教育部学校教育課長
	14	教育部公民館長
	15	教育部学校給食センター所長

### (3) 富士見市みんなで取り組む食育推進条例

平成27年3月27日

条例第19号

#### (目的)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育の推進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健康で豊かな活力ある富士見市の実現と市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 食 食生活及び食材の生産、加工、流通、調理等に至る広範な事象をいう。
- (3) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (4) 子育て関連施設関係者 子育てに関する施設に従事する者及び団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定するものを除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。
- (6) 農業者 農業（畜産業を含む。）を営む者及び農業に関する団体をいう。
- (7) 食品関連事業者 食品関連の事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。
- (8) 地産地消 地域で生産された物を地域で消費することをいう。
- (9) 食生活改善推進員 食育基本法第4条に規定するボランティアで、市で行う養成講習会を修了したものをいう。

#### (基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民一人一人が、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い知識及び理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実践すること。
- (2) 食に対する感謝の気持ちを育むとともに、豊かな心を培うこと。
- (3) 食育において重要な役割を有している家庭、保育所、学校等では、積極的な食の環境づくりに努めること。

(4) 食生活において基本となる安心安全な食品及び食の環境が守られるよう推進すること。

(5) 地域の食文化及び特性を生かし、地産地消を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、国及び埼玉県との連携を図りつつ、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、市民に対し、食育の推進に関する施策の普及啓発に努めるものとする。

3 市は、食育の推進に当たっては、市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者、食品関連事業者及び食生活改善推進員との連携及び協力を努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、食に関する知識を深め、健全な食生活の実践に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 父母その他の子どもの保護者は、家庭が食育において重要な役割を有することを認識するとともに、食を通じて子どもたちの健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第6条 教育関係者は、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、教育活動全体を通じて食育の推進に努めるものとする。

(子育て関連施設関係者の役割)

第7条 子育て関連施設関係者は、食育の基礎を培うことの重要性を理解し、食に関する指導内容及び指導体制の充実を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第8条 保健医療関係者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農業者の役割)

第9条 農業者は、安心安全な食料の供給の重要性を理解し、食料の生産に努めるものとする。

2 農業者は、農業に関する様々な体験の機会を提供し、自然の恩恵及び農業への理解が深まるよう消費者との交流を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第10条 食品関連事業者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第11条 市は、食育の推進に関する施策を推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 家庭における食育に関する知識の普及啓発等に必要な事項
- (2) 家庭、保育所、学校等における効果的な食育の推進に必要な事項
- (3) 地域、職場等における食生活の改善に必要な事項
- (4) 食生活改善推進員の養成に必要な事項
- (5) 安心安全な食料の供給及び生産に必要な事項
- (6) 食文化の継承に必要な事項
- (7) 食育の観点からの歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、食育を推進するために必要な事項

(行動計画の策定)

第12条 市長は、総合的かつ計画的に食育を推進するため、食育に関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第13条 市は、食育に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (4) 富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例

平成26年3月25日

条例第5号

### (目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づく歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市、歯科医療業務従事者、保健等業務従事者等及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者(前号に規定する歯科医療業務従事者を除く。)及びこれらの業務を行う機関をいう。

### (基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療業務従事者及び保健等業務従事者等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、市民に対して歯科口腔保健の推進に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療業務従事者の責務)

第5条 歯科医療業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健等業務従事者等の責務)

第6条 保健等業務従事者等は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(以下「歯科検診」という。)及び保健指導を受け、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 8020運動(80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。)、歯と口の健康週間等を活用した歯科口腔保健に関する正しい知識及び取組の普及啓発に必要な事項
- (2) 定期的な歯科検診の受診及び歯科に関する保健指導の促進に必要な事項
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (4) 妊娠中における歯科疾患の予防、早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (5) 障がい者、介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (6) 食育の観点からの歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項

(行動計画の策定)

第9条 市長は、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進するため、生涯にわたって間断のない歯及び口腔の健康づくりに関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則





第2期富士見市健康推進計画  
～ハピネス健康ふじみ～  
令和8年3月

発行：富士見市  
編集：富士見市健康福祉部健康増進センター  
〒354-0021 富士見市大字鶴馬 3351 番地の2  
T E L 049-252-3771  
F A X 049-255-3321



